〇 地方消費税交付金(増収分)を財源とした社会保障経費 (令和6年度)

<説明>

消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費(地方単独事業)の財源とし、その充当について、決算の説明資料等において明らかにすることとされていますので、次のとおり明示します。

地方消費税社会保障財源交付金

決算額 47,857千円

単位:千円

事業等		事業費	一般財源
			()は、交付金充当額
社会福祉	障害者自立支援給付事業	177,139	46,661
福			
· 祉			
	小計	計 177,139	46,661
		(9,619)	
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	53,011	27,456
	介護保険特別会計繰出金	134,804	126,952
	小計	187,815	154,408
	7 r. l. i.		(33,261)
保健衛生	予防接種事業	13,270	13,183
		13,270	13,183
	小計		(4,977)
<u> </u>		214,252	
合 計		378,224	(47,857)

[※] 事業費は、事務費及び人件費(職員分)を除いています。